

○ 放射線審議会令

(昭和三十三年五月二十一日政令第百三十五号)

最終改正：平成二十四年九月十四日政令第二百三十五号

(専門委員)

第一条 放射線審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第二条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、その定めるところにより、部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから互選された者がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(議事)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(雑則)

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。